

高知市住宅用蓄電池設備等導入促進事業費補助金 よくあるご質問

※令和6年7月29日版

No.	よくある質問	回答
1	交付申請時に提出する「当該年度の固定資産税納税通知書・課税明細書の写し又は当該年度の土地・家屋課税台帳兼名寄帳」について、最近建てた家であるため、該当の書類がありません。	このような場合には、「 建築基準法に基づく検査済証の写し 」又は「 不動産登記事項証明書（コピー不可） 」を提出してください。
2	先着順ですか。	先着順による交付決定ではありません。 予算を上回る申請があった場合は、後日抽選会を行い、交付決定事務処理の順番を決定します。
3	父親が所有している住宅に住んでいる私が申請をしようとしています。「 本補助金により補助対象設備を設置する住宅の所有者 」が「 本補助金の申請者 」と異なる場合に、追加に必要な書類はありますか。	住宅の所有者（所有者が複数いる場合はその全員）が本補助金の申請者と 同居している場合 には、補助対象設備の設置について住宅の所有者の同意を得てください。 追加に必要な書類はありません。 住宅の所有者が本補助金の申請者と 同居していない場合 には、「 補助対象設備の設置について住宅の所有者の同意を得ていることが分かる書類 」を提出してください。この書類の内容についてはお問い合わせください。
4	【一次募集で交付決定を受けた方へ】 1次募集で、蓄電池に対する交付決定を受けた太陽光発電設備について、今回蓄電池を追加で設置したいと考えています。2次募集で補助金交付申請をすることはできますか。	できません。 1つの太陽光発電設備に接続する補助対象設備について、同一年度内に本補助金の交付決定を受けられるのは、「住宅用蓄電池」又は「V2H充放電設備」のいずれか一方とし、かつ、1回に限ります。
5	【一次募集で交付却下を受けた方へ】 1次募集で申請をして交付却下となった場合でも、2次募集に申請できますか。	できます。 申請の際には、交付申請に必要な 住民票などの書類は全て再度ご提出 いただく必要があります。